

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成28年3月15日
(平成28年2月受付分)



平成28年2月に岡山市消費生活センターが受け付けした未成年者の契約トラブルは、計10件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆大量・高額な学習教材の契約は慎重に！！

事例：

学習教材の勧誘電話があり、自宅に来てもらった。中学生の娘と一緒に説明を受けた教材は、中学3年分、60万円と高額なので不安だったが、「この教材で勉強しない子はいない」「テストの点も確実」などと言われ、特典の学習用タブレットも魅力的で契約し、代金を支払ってしまった。

しかし、契約後はタブレットの使い方の説明に来ると言ったが来訪せず、電話で問い合わせても態度がひょう変しており不信感を抱いた。娘も教材に興味を示さないので解約したい。

(当事者 中学生 女性)



👍 アドバイス

- 学習教材は実際に使ってみないと自分に合っているかなどは分かりません。一度に大量で高額な契約を結ぶのは避けましょう。
- 「特典が付く」「すぐに成績が上がる」などを強調し契約を迫られても、その場では契約せず、慎重に検討しましょう。契約書をよく読み、解約等の条件についてもよく確認することが大切です。
- 困ったときには、消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン188)

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第97号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
17	高校生の息子がSNSで知り合った相手とオンラインゲームのIDの交換をした。相手は息子のIDを使用してゲームをしているが、相手のIDは偽物だった。
18	携帯メールで10万円のアニメ動画利用料を請求された。身に覚えがないので業者に連絡した際、住所・電話番号を教えた。その後何度も業者から電話がかかり困っている。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)